

約款改訂履歴

変更日付:平成 30 年 2 月 20 日

約款種類:七宗町向け光インターネットサービス契約約款

区分:改訂

■約款新旧対照表(変更箇所及び変更内容)

変更後	変更前	備考欄
<p>第1条～第19条 (略)</p> <p>第20条 (暴力団等反社会的勢力の排除)</p> <p>申込者または加入者(申込者または加入者が法人である場合は、当該法人の役職員等を含む。以下同じ。)は、次の各号のいずれかに該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。</p> <p>(1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者(以下「反社会的勢力」といいます。)であること。</p> <p>(2) 反社会的勢力が、実質的に経営を支配しましたは経営に関与していると認められる関係を有すること。</p> <p>(3) 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、反社会的勢力を不当に利用していると認められる関係を有すること。</p> <p>(4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。</p> <p>(5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。</p> <p>(6) 自己の親会社・子会社等の関連会社およびこれら関連会社の役職員等もしくは経営に実質的な影響を及ぼす者が、前各号までのいずれかに該当すること。</p> <p>(7) 下請け契約または資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手が前(1)～(5)までのいずれかに該当することを知らず、当該者と契約を締結した者であること。</p> <p>2. 申込者または加入者は、自らまたは第三者を利用して、次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを表明するものとします。</p> <p>(1) 暴力的な要求行為</p> <p>(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為</p> <p>(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</p> <p>(4) 風説を流布し、偽計または威力を用いて当社または当社の関係者の信用を毀損し、または当社または当社の関係者の業務を妨害する行為</p> <p>(5) その他前各号に準ずる行為</p> <p>3. 当社は、加入者が第 1 項各号及び第 2 項各号のいずれかに該当した場合、何らの催告を要せずに、契約期間にかかわらず契約を解除することができるものとします。</p> <p>4. 前項の規定によりこの契約が解除された</p>	<p>第1条～第19条 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>(新設)</p>

<p>場合は、当社は加入者へ違約金として最大で利用料金の 6 ヶ月分を加入者に請求できるものとします。</p> <p>5. 第 3 項の規定によりこの契約が解除された場合において、加入者は当社にその損失の補償を求めることができないものとします。</p> <p>第21条～第22条（略）</p> <p>第23条（加入者の支払い義務） 加入者は、その契約内容に応じ、第 22 条（料金等）で規定する料金等を当社に支払う義務を負うものとします。なお、契約内容が変更された時は、加入者は変更後の契約内容に応じ、第 22 条（料金等）で規定する料金等を当社に支払う義務を負うものとします。</p> <p>2. 料金等のうち、利用料金の支払い義務は、利用開始日を含む月の翌月から発生するものとします。月額契約の場合は歴月に従い、年間契約の場合は利用開始日を含む月を起算月とした暦年に従い計算した額を別表 1 に定める金額のとおり請求します。</p> <p>3. 第 17 条（当社が行う本サービス提供の停止）の規定により、本サービスの提供が停止された場合における当該停止期間の利用料金は、当該サービスが利用されていたものとします。</p> <p>4. 第 18 条（当社が行う本サービス提供の中断）の規定により、本サービスの提供が中断された場合における当該中断期間の利用料金は、当該サービスが利用されていたものとします。ただし、当社の責めに帰すべき事由により本サービスが全く利用し得ない状態（全く利用し得ない状態と同程度の状態にある場合。以下同じとします。）が生じた場合において、当社が当該状態を知り得たときから 24 時間連続して継続した場合、当社は、その請求があった加入者に対し利用料金の各サービスに対する料金を月額契約の場合は、利用不能時間を 720 時間で除した数（小数点以下 3 桁までを有効とし 4 桁以下は切り捨てます（以下同じとします））に各サービスに対する料金を乗じて算出した額を、又年間契約の場合は利用不能時間を 8760 時間で除した数に各サービスに対する料金を乗じて算出した額を本サービスの利用料金の各サービスに対する料金から減額します。</p> <p>5. 加入者が当該請求をし得ることとなった日から 3 ヶ月を経過する日までに当該請求をしない場合は、加入者はその権利を失うものとします。</p> <p>第24条（料金の支払方法） 加入者は、本サービスの料金等を、当社が指定する期日までに当社が指定する方法により支払うものとします。</p> <p>2. 第 21 条（当社が行う契約の解除）の第 1 項の規定により、月の途中で利用契約が解除されたときは、利用終了日を含む月の末日まで利用料金が発生するものとし、日割り計算による精算は行わないものとします。</p> <p>第25条～第36条（略）</p>	<p>第20条～第21条（略）</p> <p>第22条（加入者の支払い義務） 加入者は、その契約内容に応じ、第 21 条（料金等）で規定する料金等を当社に支払う義務を負うものとします。なお、契約内容が変更された時は、加入者は変更後の契約内容に応じ、第 21 条（料金等）で規定する料金等を当社に支払う義務を負うものとします。</p> <p>2. 料金等のうち、利用料金の支払い義務は、利用開始日を含む月の翌月から発生するものとします。月額契約の場合は歴月に従い、年間契約の場合は利用開始日を含む月を起算月とした暦年に従い計算した額を別表 1 に定める金額のとおり請求します。</p> <p>3. 第 17 条（当社が行う本サービス提供の停止）の規定により、本サービスの提供が停止された場合における当該停止期間の利用料金は、当該サービスが利用されていたものとします。</p> <p>4. 第 18 条（当社が行う本サービス提供の中断）の規定により、本サービスの提供が中断された場合における当該中断期間の利用料金は、当該サービスが利用されていたものとします。ただし、当社の責めに帰すべき事由により本サービスが全く利用し得ない状態（全く利用し得ない状態と同程度の状態にある場合。以下同じとします。）が生じた場合において、当社が当該状態を知り得たときから 24 時間連続して継続した場合、当社は、その請求があった加入者に対し利用料金の各サービスに対する料金を月額契約の場合は、利用不能時間を 720 時間で除した数（小数点以下 3 桁までを有効とし 4 桁以下は切り捨てます（以下同じとします））に各サービスに対する料金を乗じて算出した額を、又年間契約の場合は利用不能時間を 8760 時間で除した数に各サービスに対する料金を乗じて算出した額を本サービスの利用料金の各サービスに対する料金から減額します。</p> <p>5. 加入者が当該請求をし得ることとなった日から 3 ヶ月を経過する日までに当該請求をしない場合は、加入者はその権利を失うものとします。</p> <p>第23条（料金の支払方法） 加入者は、本サービスの料金等を、当社が指定する期日までに当社が指定する方法により支払うものとします。</p> <p>2. 第 20 条（当社が行う契約の解除）の第 1 項の規定により、月の途中で利用契約が解除されたときは、利用終了日を含む月の末日まで利用料金が発生するものとし、日割り計算による精算は行わないものとします。</p> <p>第24条～第35条（略）</p>	<p>（略）</p> <p>（変更）</p> <p>（変更）</p> <p>（略）</p>
--	---	---